

# 外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助金実施要領

## 第1 趣旨

この要領は、外国人介護福祉士候補者受入施設学習支援事業費補助を実施するに当たり、「神奈川県地域医療介護総合確保基金（介護分）事業費補助金交付要綱」（以下「要綱」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定める。

## 第2 目的

この補助金は、経済連携協定（EPA）又は交換公文に基づき入国し、介護サービス事業所で就労しながら介護福祉士国家資格の取得を目指す者（以下「候補者」という。）に対して、日本語及び介護分野の専門知識に係る学習の支援を行うことで、介護福祉士国家試験に合格できるようにすることを目的とする。

## 第3 留意事項

補助の対象とする事業は、候補者が介護福祉士国家試験に合格できるよう、候補者を受け入れた県内の介護サービス事業所が行う日本語及び介護分野の専門的な知識に係る学習を支援する要綱別表2の8（5）に記載の事業とし、留意事項については以下のとおり。

- 1 受入れ施設が行う候補者の日本語学習（日本語講師の派遣、日本語学校への通学等）、介護分野の専門的知識の学習（民間業者が実施する模擬試験や介護技術講習会への参加等）及び学習環境の整備に要する経費

年度途中から就労を開始する者や帰国等する者については、就労実態に応じて補助額を月割り等する。

- 2 候補者の喀痰吸引等研修の受講に要する経費

(1) 当該経費については、社会福祉士及び介護福祉士施行規則（昭和62年厚生省令第49号）附則第13条第1号イに規定する第一号研修又は同号ロに規定する第二号研修の受講に係る経費を対象とする。なお、当該第二号研修のうち、基本研修及び実地研修の受講後に、追加的に実施研修のみを受講する場合の経費については、対象としない。

(2) 当該経費に係る補助金の交付については、当該年度中に候補者が、喀痰吸引等研修を受講する場合であって、候補者1人当たり、日本での滞在期間中に1回までを対象とする。ただし、受講する研修が当該年度内に終了しない場合は、同研修の受講に要する基準額の範囲内で、当該年度内に係る経費を月割りにして計算する。

## 第4 交付申請

本事業による補助を受けようとする者は、交付要綱第4条に定める申請書類を作成し、次に掲げる書類を添付して提出するものとする。

- 1 所要額明細書（別紙様式1）

- 2 事業計画明細書（別紙様式2）
- 3 候補者別研修計画（別紙様式3）
- 4 （公社）国際厚生事業団（JICWELS）と締結した候補者の受入れ支援に関する契約書及び雇用契約書の写し
- 5 （公社）国際厚生事業団（JICWELS）へ提出した介護研修計画書の写し等研修体制を示す書類

## 第5 追加交付申請

- 1 交付決定を受けた後、候補者への研修計画の変更・追加等により、補助額の追加交付決定を受けたい場合は、交付要綱第7条の規定により補助金変更交付申請の手続を行う。
- 2 県は、当該事業の予算執行状況より、追加交付の可否を決定するものとする。

## 第6 実績報告

本事業に係る実績報告をしようとする者は、交付要綱第10条に定める実績報告書を作成し、次に掲げる書類を添付し提出するものとする。

なお、交付要綱様式10「消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書」は、消費税の申告の有無にかかわらず提出する必要があることから、提出可能な時点で漏れなく提出するようにすること。

- 1 精算額明細書（別紙様式4）
- 2 候補者別学習支援実施報告書（別紙様式5）

## 第7 その他

本事業は、要綱別表1の8(6)の「外国人介護人材受入施設環境整備事業費補助」による補助を受けている場合には対象としない。ただし、当該事業による補助内容と重複しない場合はその限りではない。

### 附 則

この要領は、令和5年7月18日から施行し、令和5年4月1日から適用する。